

令和7年（2025年）3月11日
総務委員会資料課
総務部総務課

（第16号議案）

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等 に関する条例案について

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、下記のとおり関係条例の規定整備を行うものとする。

記

1 刑法改正の概要

刑事施設における受刑者の処遇のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止してこれらに代わり拘禁刑を創設し、拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるようとした。なお、改正法は、令和7年6月1日から施行される。

2 刑法改正に伴う関係条例の規定整備

本件刑法改正により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わり拘禁刑が創設されることに伴い、次のとおり、各条例中の懲役及び禁錮の用語を拘禁刑に改めるものとする。

- (1) 「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めるもの（第1条関係）
 - ア 中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）
 - イ 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）
- (2) 「禁錮の刑」の用語を「拘禁刑」に改めるもの（第2条関係）
中野区職員の分限に関する条例（昭和26年中野区条例第27号）
- (3) 「禁錮」の用語を「拘禁刑」に改めるもの（第3条関係）
 - ア 中野区職員の退職手当に関する条例（昭和32年中野区条例第1号）
 - イ 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）
- (4) 「懲役」の用語を「拘禁刑」に改めるもの（第4条関係）
 - ア 中野区特別区税条例（昭和39年中野区条例第58号）
 - イ 中野区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年中野区条例第6号）
- (5) 「懲役」の用語を「拘禁刑」に改め、その他所要の規定整備を行うもの（第5条関係）

中野区プールの衛生管理に関する条例（昭和50年中野区条例第13号）

(6) 刑法改正等に伴う経過措置等

本件刑法改正等に伴い、罰則の適用等に関する経過措置（第6条関係）、人の資格に関する経過措置（第7条関係）、本件条例改正に伴う経過措置（第8条～第11条関係）及びその他経過措置の委任（第12条関係）について規定する。

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

4 新旧対照表

別添のとおり

第1章 関係条例の一部改正

【第1条第1号関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第20条 (略)	第1条～第20条 (略)
第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられたもの
第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>拘禁刑</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について <u>禁錮</u> 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の	3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の

<p>行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>第20条の4~第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1~別表第8 (略)</p>	<p>行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4~6 (略)</p> <p>第20条の4~第21条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1~別表第8 (略)</p>
---	--

【第1条第2号関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条~第27条 (略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているも</p>	<p>第1条~第27条 (略)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているも</p>

<p>のに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>	<p>に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p>
--	--

【第2条関係】中野区職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第7条 (略) (失職の例外)	第1条～第7条 (略) (失職の例外)
第8条 任命権者は、 <u>拘禁刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。	第8条 任命権者は、 <u>禁錮の刑</u> に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。
2 (略)	2 (略)
第9条 (略)	第9条 (略)
附 則 (略)	附 則 (略)

【第3条第1号関係】中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第16条 (略) (退職手当の支払の差止め)	第1条～第16条 (略) (退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) （略）

2～4 （略）

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) （略）

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) （略）

6～10 （略）

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) （略）

2～4 （略）

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) （略）

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) （略）

6～10 （略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) （略）

2～6 （略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) （略）

2～6 （略）

第20条 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条 （略）

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との權衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) （略）

2～6 （略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) （略）

2～6 （略）

第20条 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第21条 （略）

<p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>第22条~第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5~8 (略)</p> <p>第22条~第24条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p>
--	--

【第3条第2号関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条~第20条 (略)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第22条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該</p>	<p>第1条~第20条 (略)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第22条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該</p>

<p>当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第23条～第26条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>別表第1～別表第3 （略）</p>	<p>当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>4～6 （略）</p> <p>第23条～第26条 （略）</p> <p>附 則 （略）</p> <p>別表第1～別表第3 （略）</p>
--	--

【第4条第1号関係】中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 （略）</p> <p> 第1章・第2章 （略）</p> <p> 第3章 目的税</p> <p>第65条～第71条 （略）</p> <p> （入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪）</p> <p>第72条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載を</p>	<p>目次 （略）</p> <p> 第1章・第2章 （略）</p> <p> 第3章 目的税</p> <p>第65条～第71条 （略）</p> <p> （入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪）</p> <p>第72条 前条第1項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載を</p>

<p>せず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>	<p>せず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、1年以下の<u>懲役</u>又は100,000円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>付 則 (略)</p>
---	--

【第4条第2号関係】中野区個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された、区が保管し、又は旧条例第19条の2に規定する受託者等が旧条例第19条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において区が保管し、又は旧条例第19条の2に規定する受託者等が旧条例第19条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>11・12 (略)</p>	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された、区が保管し、又は旧条例第19条の2に規定する受託者等が旧条例第19条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>10 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において区が保管し、又は旧条例第19条の2に規定する受託者等が旧条例第19条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>11・12 (略)</p>

【第5条関係】中野区プールの衛生管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(罰則)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(罰則)</p>

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第11条～第13条 (略) 付 則 (略)	第10条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 第11条～第13条 (略) 付 則 (略)
---	---

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(中野区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1条第1号の規定による改正後の中野区職員の給与に関する条例第20条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第1条第1号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区規則で定める。

(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第1条第2号の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第29条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第1条第2号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

(中野区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第1号の規定による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに中野区職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第3条第1号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則で定める。（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条第2号の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第22条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第3条第2号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

第3節 経過措置の中野区規則等への委任

第12条 この章に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則その他の規程で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。